こ 成 保 第 588 号
令和７年 10 月 31 日

各 ｛都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長｝ 殿

こども家庭庁成育局長
（ 公 印 省 略 ）

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令について

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第 360 号。以下「整備政令」という。）については、本日公布され、令和８年４月１日から施行することとされたところである。

その主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その施行に万全を期されたい。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の改正事項のうち満三歳以上限定小規模保育（改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 54 号。以下「新法」という。）第７条第７項第２号に規定する満三歳以上限定小規模保育をいう。以下同じ。）に関するものに係る内閣府令等の整備については、今後、順次行うこととしているほか、整備政令の施行に伴う運用上の留意事項等については別途通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第１　子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正

１　満三歳以上限定小規模保育に係る利用者負担について

満三歳以上保育認定子ども（整備政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令第４条第１項第２号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）についての新法第 29 条第３項第２号及び第 30 条第２項第１号の政令で定める額を零とすること。

２　施設型給付費等負担対象額の算定方法について

子ども・子育て支援法施行令第 23 条第１号に掲げる額に、新法第 29 条第３項第１号に掲げる額を加えること。

３　その他所要の改正を行うこと。

第２　国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）の一部改正

改正法により国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の４の規定が削除されることに伴い、国家戦略特別区域法施行令第５条の規定を削除すること。